



MORIOKA
ROTARY CLUB WEEKLY

第6回例会(8月7日)
平成27年8月21日発行

クラブ事務所 岩手県盛岡市菜園1丁目10
川徳デパート内
例会場 同上 TEL(651)1111(代)
例会日 毎週金曜日12時30分～

会長 岩野 法光
幹事 吉江 信博
会報 福田 荘介
クラブ事務局 TEL(653)5682
FAX(653)5622

Be a gift to the world. '世界へのプレゼントになろう'…………… K. R. ラビンドラン



RC 新入会員卓話

「マイナンバーについて」

東日本電信電話(株) 岩手支店長
佐藤 善通君

本日はマイナンバー制度につきまして、弊社で行っている市場調査結果のご報告をさせていただきながら、特に弊社がお手伝いさせていただけますマイナンバーのセキュリティ対策・安全管理措置・社員教育というところにお話を絞ってご紹介させていただきます。

最初にマイナンバーに関する調査結果を基に、実際に企業様の実情の業務でどのような対策が必要なのかということをご紹介していきます。

まず、マイナンバー認知状況の推移です。弊社で、2月と5月末に、300名以下の企業様の人事・総務・労務といったマイナンバー対応が必要となる部署の方に対して、市場調査を行いました。5月時点で聞いたところ、「制度の名前も内容も知っている」又は「名前も内容も理解しているけれどもやるべきことは不明」という内容まで理解しているという方が、既に4割いらっしゃいます。一方で50%近い方が「名前は知っているけれども、内容はほとんど知らない」と答えているというのが実情です。ただ、2月に比べると認知率は、どんどん上がっています。

次に、「マイナンバー対応時期はいつ頃か」と伺ったところ、4分の3の企業の方が「12月までには対応する予定」と回答しています。特

に、半分以上の方が9月から12月、通知が届く10月前後に対応するという方が多いようです。それまでは、情報収集をするというのが一般的な企業様の動きです。4割近くの方が税理士・社労士の方に相談すると回答していき、3割の方がWEBで情報を収集すると回答しています。WEBでは、企業がマイナンバー制度に関する様々な情報を提供していますし、政府のWEBサイトにも情報が出ています。また、企業規模が大きくなればなるほど、各社が実施している対策セミナーに出席するという回答も多くなっています。

ここから、社内の実務に則して、どんなマイナンバー制度対応が必要かということをもっと少し詳しくみていきます。

まず社員管理の状況です。皆様は、社員の履歴とか異動はどのようなかたちで情報をとっていますか。システムをご利用の企業様が多いのかもしれませんが、市場調査では、300名以下の企業ですと、紙管理が43.4%、40.6%がパソコンでエクセル保存となっています。マイナンバーは、社員管理と同様の管理方法が想定されますので、紙やエクセルで管理している企業様は、そこにマイナンバー情報を足して管理という可能性が高いと考えられます。

続きまして、給与計算の状況を見ていきます。

必ず企業の皆様が提出する必要があるものとして源泉徴収票があり、こちらにマイナンバーが記入されます。給与計算をみると、システム・ソフトを使っている企業様が多いかもしれませんが、企業規模が小さくなればなるほど、専用ソフトを使わずエクセルでやっているとか、紙と手集計で行っている企業様が4割から5割弱いらっしゃるという結果になっています。また、100名から300名規模の企業様になってくると、自社のシステム或いはソフトを使用という企業様が増えてきます。源泉徴収票にマイナンバー情報ということで、流出すると特定個人情報保護委員会から監査が入り罰則が適用されることが考えられますので、いかにこの情報を守っていくのが重要になってきます。

源泉徴収票を社員の方に配布し、控えを紙で保管している企業様が6割程度ありますし、企業規模が大きくなると、データ化してパソコンに保存しているようです。税理士や社労士に委託されている企業様も多いですが、社外に委託していても、データ化してパソコンに保存するなど、守るべきマイナンバー情報が社内にある場合もあり、情報の棚卸しが必要になってきます。

源泉徴収票の他にも、社員の採用・退職があるという企業様の場合、厚生年金の申請書であるとか、雇用保険の申請とか、資格取得・喪失の届けが出てきます。

社員の入れ替わりがある場合には、今後、マイナンバーを記載して提出する必要があるということになります。こういうものの控えも社内には保存している企業様も多いので、これも棚卸しが必要になります。社員採用・退職も3割ほどの企業様であるようですし、企業規模が大きくなれば毎年採用・退職があると企業様が多くなります。入れ替わりが多くある企業様は、マイナンバーをどう集めてどう管理するか、しっかりとフローを定めないと、流出や取り漏れということが出てきます。

併せて、パート・アルバイトを雇われている企業様も多いかと思いますが、パートの場合だ

と、源泉徴収票は20万円以上支払っていないと出さなくてもよいという場合もあるので、セミナー等で、マイナンバー情報を集めるべきかどうかという質問がよくされています。いろいろな講師の方がお話されているのは、アルバイトの方も先に集めておくようにということです。なぜかと言えば、アルバイトの方は突然辞めることもあるので、採用の時に、履歴書・本人確認書とともに、マイナンバーを収集することが大事になってくるということだそうです。

ここから少し弊社のセキュリティ対策に関して、紹介させていただきます。

皆様、このうさぎのキャラクターをご存知ですか。これは政府が定めている「マイナちゃん」という公式キャラクターです。一人に一つずつというキャッチフレーズから、目と耳と手の部分に1が入っています。上戸彩さんとのCMが3月から流れ始めていますし、折込広告などにも入っており、認知率が上がってきているようです。このCMが始まってから、セキュリティ等について何をすればいいのか、どこまですればいいのかといったお問い合わせを、弊社においてもいただくことが多くなりました。そういうことから、こういったご案内やセミナー等をさせていただきます。

まず、企業がマイナンバー対策すべきことは、社員の方に周知をして、マイナンバーを集めていただくことです。集める際には、10月に届く通知カードで番号を確認して、免許証やパスポートなど写真付きの身分証明書で本人確認をすることになります。これが、「マイナンバーの収集」「収集のための本人確認」になります。先に「法定調書などへの記入・提出」にいきます。マイナンバーは、当面は、税・社会保障・災害対策の3分野の制度ですので、法定調書の源泉徴収票や厚生年金の資格届けなどに、記載していくというのが一連の流れです。ただし、罰則が適用になってしまいますので、流出した際の対応等の見直し、誰がどう管理するのか責任者を決めるといった社内規程の見直

しが必要です。社労士等とお付き合いがある場合には、そういった専門家にご相談されるということになると思います。また業務ソフト対応、会計ソフト等を使っている場合には、メーカーにアップデートをしているのか問い合わせをしたり、ベンダーにシステムが対応できるのか問い合わせるといったことが必要になってきます。併せて安全管理措置と社内研修です。社員の方が通知カードの写真を撮ってFacebookにアップロードすると流出になってしまいます。また、源泉徴収票を持って飲み会に行き紛失してもそのまま流出ということになるので、一人ひとりが管理しなければいけないということを周知することも、今回の制度では大切になってきます。

その中で、弊社でできる対応というのは、ガイドラインにそった安全管理措置と社内研修です。安全管理措置とは何を安全に管理するのか、それはマイナンバー情報であり、政府のいう特定個人情報です。マイナンバーの収集が、はっきりわからないという方がまだいらっしやると聞いておりますのでちょっとご案内します。マイナンバーの収集というと、「通知カードを確認して、通知カードと免許証のコピーを集めたらそれで終わりにします」という企業の方が多いようです。或いは専用の書式を買ってそれに書くとか、エクセルに記入するなど、そういうふうに収集した情報がマイナンバー情報にあたります。紙で収集するだけならファイリングすれば終わりですが、人事・給与ソフトを使用している場合だとそれに投入するとか、マイナンバーデータテーブルを作ったりすると思いますが、そこまでが収集・利用となります。法定調書・各種届出などを、紙やエクセル・ソフトで作成した生成物や、委託していても社内でも保存している控えもマイナンバー情報にあたります。そのために、情報がどういう形であるのか、どこに保管されているのかを、セキュリティ対策時に、全て棚卸しする必要がありますし、その上で安全性はどうかということをもう一度検討いただきたいと思います。

もう一つご紹介したいのは、社外リソースを活用するという事です。社内規程作成の他に、ガイドラインには、入退室管理・アクセス権限の設定とか利用管理簿をつけるといったことも謳われています。そういったことに社外リソースを活用することでコストダウンが可能ではないかと思えます。

セキュリティの考え方の基本としては、社外に情報が出てしまうリスクと手間等コストを天秤にかけて、それぞれの企業様にあった最適なサービスをご選択いただくということになると思えます。

それでは、弊社ではどのようなサービスを扱っているのか、一つご紹介させていただきます。ご紹介させていただきたいのが「FLET'S あずけ～る PRO」というサービスになります。これはNTT 東日本が提供する、高いセキュリティでお預けいただけるデータの貸金庫のようなもので、指定したパソコン・場所からでなければアクセスできないという機能もっております。ですので、こちら一つで安心して管理していただけます。ID・パスワードがわかって指定したパソコンからでなければ預けられないということです。またガイドラインでは利用者を制限することが定められていますので、ID・パスワードを利用していただくことで、ガイドラインに沿った対応ができます。また、ガイドラインには取扱履歴を保存すべしということがあります。管理簿を付けたり、ログ専用のソフトを入れるといった対策もありますが、この情報の貸金庫に関しては、誰がいつ何に触ったのかということがわかりますので、こちらにマイナンバー情報を預けると、それだけでガイドラインに沿った運用ができるということになります。

他のサービスも含めてパックとしてご紹介しております。例えばFLET'S あずけ～る PRO が50 GB プランだと月額2,400円、ウイルス対策ソフト、サポートデスク機能等をつけて、従業員10名の企業様向けで7,450円のプランでご紹介しております。こちらでは高いと

か、もっと強固なセキュリティが必要だという場合には、皆様に合わせたご提案をさせていただいております。

先月7月6日の日本経済新聞にも、このようにマイナンバーについての記事が掲載されています。

以上簡単な紹介となりますが、更なるご質問等につきましては、私あるいは皆様のところにおじゃましております弊社営業担当者になんなりとお聞きください。

ありがとうございました。

プログラムの
お知らせ

- ・8月21日(金) ゲスト卓話 恒川かおり (NPO 法人未来図書館 主任コーディネーター)
「キャリア教育から見たいじめ」 ●本号編集担当 / 金沢 滋
28日(金) 会員卓話 村井研一郎会員 ●次号編集担当 / 平野 佳則
-